

岐阜県公報

第 四 百 三 号

令 和 五 年 六 月 六 日

(火 曜 日)

目 次

告 示

保安林の解除をしようとする旨の通知

(森 林 保 全 課) 二 六 五

公 示

落札者等に関する公示

(可 茂 特 別 支 援 学 校) 二 六 六

告 示

岐阜県告示第二百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

令和五年六月六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 解除予定保安林の所在場所
 - 関市下之保字氷坂四八八六の三・四八八七の三・四八八七の四・四八八八の二・四八八九の四（以上五筆国有林）
- 二 保安林として指定された目的
 - 土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
 - 河川管理施設用地とするため
- 二 解除予定保安林の所在場所
 - 関市下之保字岩有瀬一一五一の七（国有林）
- 二 保安林として指定された目的
 - 土砂の崩壊の防備
- 三 解除の理由
 - 河川管理施設用地とするため

岐 阜 県 公 報

毎 週

(火 曜 日)

発 行

(休 日 に 当 た る)

令 和 五 年 六 月 六 日

岐阜県告示第二百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

令和五年六月六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 解除予定保安林の所在場所

山県市大字高富字田倉一―三九の二・一―四七の一・一―四七の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備

三 解除の理由
指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県林政部森林保全課及び山県市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

令和五年六月六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 解除予定保安林の所在場所

不破郡垂井町宮代字笹石子谷二六一五の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県林政部森林保全課及び垂井町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 示

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第二百十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和五年六月六日

岐阜県知事 古 田 肇

1 調達する役務の名称及び数量 令和5年度新型コロナウイルス感染症対策に係る岐阜県立可茂特別支援学校通学用バス借上げ及び運行業務（年間契約） 一式

2 契約の相手方を決定した手続 随意契約

3 随意契約の理由 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第5号該当

4 契約の相手方を決定した日 令和5年3月27日

5 契約の相手方の住所及び氏名 可児市土田5343番地
株式会社ボル予
代表取締役 山田 真一

6 契約金額 63,383,760円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 岐阜県立可茂特別支援学校 事務室

(2) 所在地 美濃加茂市牧野2007 1

令和五年六月六日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一号
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ぶらりたてびあ十三 岐阜文芸社